

## 文化審議会美術品補償制度部会における審査の流れ

国による募集要項の作成・公表

申請

文化審議会における意見聴取

○美術品補償制度部会専門調査会による専門的な内容の確認・下審査

○美術品補償制度部会

【展覧会及び展覧会の主催者等の法律上の要件等の確認】

- ・展覧会の規模、内容その他の要件
- ・展覧会的主催者の経理的基礎、技術的能力
- ・開催施設の要件、美術品取扱い基準の遵守能力

【対象美術品及び同評価額の確認】

- ・対象美術品の評価額の妥当性の確認
- ・対象美術品の保存状態等の妥当性の確認

必要に応じ内容の変更指示

財務大臣協議

採択、補償契約の締結

(文部科学大臣決定)

要件非該当、変更指示に  
対応できない場合

不採択